

(新規) 07.64

福島復興再生特別措置法の規定による  
手数料等の軽減について (商)

1. 軽減の要件と内容

内閣総理大臣の認定を受けた産業復興再生計画<sup>注1</sup>に定められた商品等需要開拓事業<sup>注2</sup>に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、その事業の実施主体が、商標法7条の2第1項に規定する組合等<sup>注3</sup>であって、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者である場合には、その実施期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される(福島復興再生特別措置法64条1項から6項、福島復興再生特別措置法施行令35条2項、36条2項)。

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表」の右欄に掲げるものである(福島復興再生特別措置法施行令35条1項、36条1項)。

「表」

要件	証明書
ア. 商品等需要開拓事業の実施主体であること(*1)	申請に係る地域団体商標が、認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面
イ. 申請に係る地域団体商標が産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであること	
ウ. 商品等需要開拓事業の実施期間内に 出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること(*2)	

(\*1) 復興庁ホームページ上に公示された認定産業復興再生計画の写しにより、出願人等が認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業の実施主体であることを確認する。

(\*2) 復興庁ホームページ上に公示された認定産業復興再生計画の写しにより、商品等需要開拓事業の実施期間を確認し、申請に係る出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請が、実施期間内にされたものであることを確認する。

(新規平成31・4)

- 
- 注<sup>1</sup> 産業復興再生計画とは、福島県知事が、福島復興再生特別措置法第5条に規定する福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るために作成する計画であり、内閣総理大臣の認定を申請することができる（福島復興再生特別措置法61条1項）。
- 注<sup>2</sup> 商品等需要開拓事業とは、福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう（福島復興再生特別措置法61条2項3号イ）。
- 注<sup>3</sup> 商標法7条の2第1項に規定する組合等については、「01.63」を参照。